

(別 紙)

〈入居料（１か月あたり）〉

対象収入による階層区分		利 用 料		
		生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用
1	1, 500, 000円以下	47, 354	10, 000	二人部屋 2, 500
2	1, 500, 001円 ～ 1, 600, 000円	47, 354	13, 000	
3	1, 600, 001円 ～ 1, 700, 000円	47, 354	16, 000	個室 2, 000
4	1, 700, 001円 ～ 1, 800, 000円	47, 354	19, 000	
5	1, 800, 001円 ～ 1, 900, 000円	47, 354	22, 000	※居住に要する費用の額（二人部屋・個室）については、職員までおたずね下さい。
6	1, 900, 001円 ～ 2, 000, 000円	47, 354	25, 000	
7	2, 000, 001円 ～ 2, 100, 000円	47, 354	30, 000	
8	2, 100, 001円 ～ 2, 200, 000円	47, 354	35, 000	
9	2, 200, 001円 ～ 2, 300, 000円	47, 354	40, 000	
10	2, 300, 001円 ～ 2, 400, 000円	47, 354	45, 000	
11	2, 400, 001円 ～ 2, 500, 000円	47, 354	50, 000	
12	2, 500, 001円 ～ 2, 600, 000円	47, 354	57, 000	
13	2, 600, 001円 ～ 2, 700, 000円	47, 354	64, 000	
14	2, 700, 001円 ～ 2, 800, 000円	47, 354	71, 000	
15	2, 800, 001円 ～ 2, 900, 000円	47, 354	78, 000	
16	2, 900, 001円 ～ 3, 000, 000円	47, 354	85, 000	
17	3, 000, 001円 ～ 3, 100, 000円	47, 354	90, 300	
18	3, 100, 000円以上	47, 354	90. 300	

注１） 11 月から 3 月の間は、冬期加算として 1, 880 円を加算します。

注２） 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注３） 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が 150 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の額については、30 パーセント

減額した額とします。

注4) 月途中での入退居は、日割り計算にて精算します。

注5) 徳島県軽費老人ホーム利用料等取扱基準の一部改正変更により、生活費が
R8.8.1 から変更となりました。